

## 家賃支援金（県制度）

支援本部相談窓口（073-441-3301）

売上の急減に直面する県内の事業者の事業継続を支えるため、家賃が負担となる事業者に支援金を支給

- 対象者：令和2年5～12月において次のいずれかに該当する事業者
  - いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
  - 連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少（原則、国の家賃支援給付金(P4)の給付を受けた事業者が対象）

※ホテル等の観光関連事業者で県外本社の場合は、県内に事業所を有する者であれば対象

- 給付額：申請時の直近1か月の支払賃料（月額）に基づき算定  
法人に最大**150万円**（6か月分）、個人事業者に最大**75万円**（6か月分）を支給

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×1/6
	75万円超	12.5万円＋[支払賃料の75万円の超過分×1/12] ※ただし、25万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×1/6
	37.5万円超	6.25万円＋[支払賃料の37.5万円の超過分×1/12] ※ただし、12.5万円（月額）が上限

- 受付期間：令和2年8月5日から令和3年2月28日まで